

答申第 62号

(諮問第 77号・78号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成 24 年 7 月 24 日付けで行った個人情報不開示決定処分は、妥当である。

また、実施機関が平成 24 年 7 月 21 日付けで行った個人情報一部開示決定処分については、「6 主治医の意見と助言」の部分は開示すべきである。

第 2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成 13 年大分県条例第 45 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、平成 24 年 7 月 10 日付けで、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○人事課人事班が警察等から収集した私に関する情報（諮問第 77号）
- (2) ○○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○○が○○○○○○○○○○へ出張した復命書の私に関する情報（諮問第 78号）

2 実施機関の決定等

実施機関は、本件開示請求に係る個人情報が記録された公文書を次のとおり特定し、平成 24 年 7 月 24 日及び平成 24 年 7 月 21 日付けで不開示決定及び一部開示決定を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 平成 24 年 7 月 24 日付け不開示決定（諮問第 77号）
 - ① 対象公文書
○○○
○○○○○○○○○○○○○○○警察署に対し、○○○○○○○○○○○○○○○聞き取り等を行った記録
 - ② 不開示理由
条例第 15 条第 7 号ニに該当するため（当該文書には、あなたの懲戒処分の可否等を検討するために警察署から収集した情報及びその際のやり取り等が記載されており、これらを開示することにより、将来の同種の事務において、関係機関が情報の提供をためらい必要な情報を得られなくなった場合、

懲戒権者として適正な判断が行えなくなるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため)

(2) 平成24年7月21日付け一部開示決定(諮問第78号)

① 対象公文書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇へ出張した際の復命書におけるあなたの情報

② 一部を開示しない理由

条例第15条第3号に該当するため(当該文書中には、あなたに関する評価、指導及び診断に関する情報があり、これらを開示することにより、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)

3 本件異議申立て

異議申立人は、平成24年7月24日付け不開示決定及び7月21日付け一部開示決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、平成24年7月25日付けで、実施機関に対して、それぞれ異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

実施機関の不開示決定及び一部開示決定を取り消し、請求に係る公文書を全面的に開示することの決定を求める。

2 異議申立ての理由

(略)

第4 実施機関の主張の要旨

(略)

第5 審査会の判断

1 諮問事案の併合審議

本件諮問事案は、平成24年7月25日付けで異議申立人が実施機関に対して行った異議申立てに係る諮問第77号及び第78号の2件の事案である。審査会では、異議申立人が同一人であることから、審議を効率的に行うため、大分県情報公開・個人情報保護審査会規則(昭和63年大分県規則第49号)第5条第1項の規定により併合して審議することとした。

2 本件対象公文書及び本件不開示個人情報について

り、提供の依頼に応じなくなることが予想され、警察署と実施機関との協力関係を損なうおそれがある。

また、警察署から必要な情報が得られなければ、実施機関は、関係者への聴取や関係機関からの情報収集を独自に行わなければならないが、捜査権限のない実施機関が事実関係の確認、認定等を行うことは実質困難であり、懲戒権者としての適正な判断、処分が行えなくなるおそれがある。

したがって、本件不開示情報を開示することにより、人事管理上、将来の同種の懲戒処分に関する事務の適正な遂行及び公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(2) 「所属長の旅行復命書」について

条例第15条第3号は、開示しないことができる個人情報として「個人の評価、指導、診断、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

「評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは、事務の性質上本人に開示することにより、事務の遂行が阻害されたり、事務を実施する意味を失わせたり、関係者間の信頼関係を損なうおそれがあることをいい、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を含むものである。

本件対象公文書に記載された情報は、実施機関が人事管理のため、異議申立人の試し出勤中の状況や審議会での様子を異議申立人の主治医に報告し、主治医から意見や助言を受けた内容を記載したものであり、条例第15条第3号の「個人の評価、指導、診断等に関する情報」に該当する。そこで、不開示とされた情報が、条例第15条第3号の「開示することにより、当該評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するか、次のとおり検討した。

当該文書を見分したところ、「5 主治医への報告事項」については、異議申立人の試し出勤中の状況や指導方針、審議会での面接の様子や担当医師による所見が記載されているが、こうした情報は本人の自己評価や認識と必ずしも一致しない場合もあることが予想されるため、不開示部分を開示することになると、本人から誤解や非難、反発等が生ずることを懸念し、関係者が本人に対し、適切な評価や診断を行うことが困難となる可能性があり、人事管理上、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

一方、「6 主治医の意見と助言」については、異議申立人に対する主治医の医学的・専門的知見に基づく所見や職場での対応についての意見が記載されているが、異議申立人が別に開示請求した文書（「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」）中で既に異議申立人に開示されている情報が、「6 主治医の意見と助言」の

一部に同じ表現で記載されていることが認められた。また、既に開示されている情報と「6 主治医の意見と助言」中の同一表現以外の情報は、同種の性質の情報であるものと認められることから、「6 主治医の意見と助言」については、異議申立人が既に了知している情報を含んでおり、全部を開示しても支障はないものと考えられる。

したがって、「5 主治医への報告事項」については開示することにより、今後の職場復帰支援制度の運用や人事管理における個人の評価・指導・診断等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるが、「6 主治医の意見と助言」については開示すべきであると考ええる。

なお、異議申立人は、〇〇〇〇〇〇既に離職しているため、本件については開示したとしても今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない旨主張しているが、前述の開示に伴うこのような「おそれ」は定型的に認められるものであり、本人が既に退職している場合も同様であると考ええる。

4 結論

以上のことから、諮問第77号に係る実施機関の不開示決定は妥当である。また、諮問第78号に係る一部開示決定については、不開示個人情報の一部は開示すべきであるが、その余の部分について不開示とした判断は妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 8月 1日	諮 問 (第77号)
平成24年 8月 3日	諮 問 (第78号)
平成24年11月28日	事案審議 (平成24年度第7回審査会)
平成24年11月29日	諮問第77号、第78号の併合
平成24年12月19日	インカメラ審査 (平成24年度第8回審査会)
平成25年 1月30日	インカメラ審査 (平成24年度第9回審査会)
平成25年 2月27日	インカメラ審査 (平成24年度第10回審査会)
平成25年 3月21日	答申決定 (平成24年度第11回審査会)

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁 護 士	会 長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
武 田 寛	大分県信用保証協会会長	
森 哲 也	元大分合同新聞社特別顧問	
安 部 志津子	大分県地域婦人団体連合会副会長	
三 倉 剛	大分県医師会常任理事	
瀧 野 壽美子	元大分市立高田小学校長	
佐 伯 圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
阿 南 栄 子	元大分市大南支所支所長補佐	